平成２７年（フ）第１５９号
京都市伏見区深草フチ町55番地５
債務者　日髙　美雪（旧姓松葉）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８５号
堺市堺区南三国ヶ丘町３丁５番20号
債務者　上村新太郎
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
大阪府柏原市国分本町７丁目10番64―201号第２サンメイト
債務者　山本　マキ（旧姓釣川）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
堺市中区深井水池町3412番地　クレセントカシダ１―202号
債務者　村上　直美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
堺市南区宮山台１丁６番９―303号、住民票上の住所大阪府貝塚市清児665番地３―２―903
債務者　瀧川　由香
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
栃木県小山市大字神鳥谷685番地１
債務者　諏訪　健二
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１５号
栃木県小山市大字神鳥谷685番地１
債務者　諏訪　京子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第９９号
東京都国立市北３丁目１番の１　８―706
債務者　内山　利花（旧姓永井・青木）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６１０号
大阪府大東市泉町２丁目２番７号
債務者　小牧奈緒美（旧姓田丸）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４１号
大阪市平野区長吉川辺１丁目北２番18号　川辺辻岡マンション803
債務者　岸田　　忍
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６号
栃木県小山市神鳥谷２丁目28番24号　レーズンハイツ205号、従前の住所栃木県小山市大字横倉435番地110
債務者　安岡　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２７号
愛知県豊橋市新栄町字南小向８番地　503
債務者　権田佳佐恵（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３３号
愛知県豊橋市下地町字長池27―３　ユトリロ下地Ａ101号室、住民票上の住所愛知県豊橋市野田町字野田80番地
債務者　丸山二三四
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４４号
千葉市美浜区幕張西２丁目２番３棟404号
債務者　森山幸次郎
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４７号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目10番12号　アイリスハイツＤ
債務者　宮本　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５４号
横浜市鶴見区本町通３丁目147番地　岡村荘202号
債務者　高野　健司
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部